

三重県公報

第10037号

昭和47年4月25日

火 曜 日

目 次

規 則	
○ 三重県手数料規則の一部を改正する規則	(畜産課) 1
告 示	
○ 町区域変更	(地方課) 2
○ 同件	(同) 6
○ 昭和47年度第1回危険物取扱者試験	(消防防災課) 8
○ 種畜証明書の有効期間延長	(畜産課) 11
○ 昭和47年度定期種畜検査	(同) 12
○ 区画漁業権の免許の内容となるべき事項等	(漁政課) 12
公 告	
○ 都市計画法による開発行為の工事完了	(建築課) 13
○ 同件	(津土木) 13
○ 同件	(四日市土木) 13

規 則

●三重県規則第三十一号

三重県手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十七年四月二十五日

三重県知事 田 中 寛

三重県手数料規則の一部を改正する規則

三重県手数料規則(昭和三十三年三重県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第四百四十二号中「きたは」を「又は」に、「基く」を「基づく」に、「流行性脳炎予防注射に係るもの一頭につき百円」を「流行性脳炎予防注射に係るもの一頭につき三百円」に、「および」を「及び」に、「行り」を「行なり」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

半導体文書課長

課長補佐

事務課長

印刷

印刷

印刷

告 示

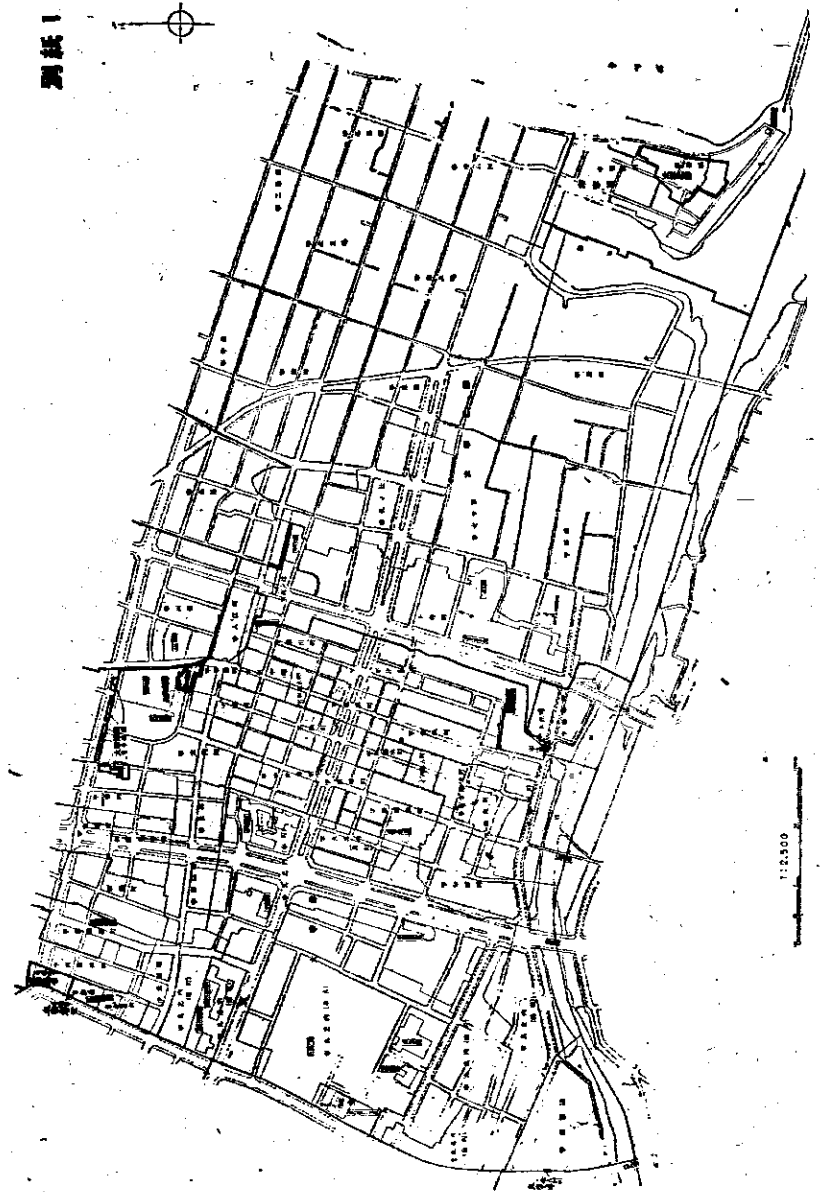
●三重県告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、津市の区域内において住居表示の実施に伴い、別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示す区域に変更する旨、同市長から届け出があった。

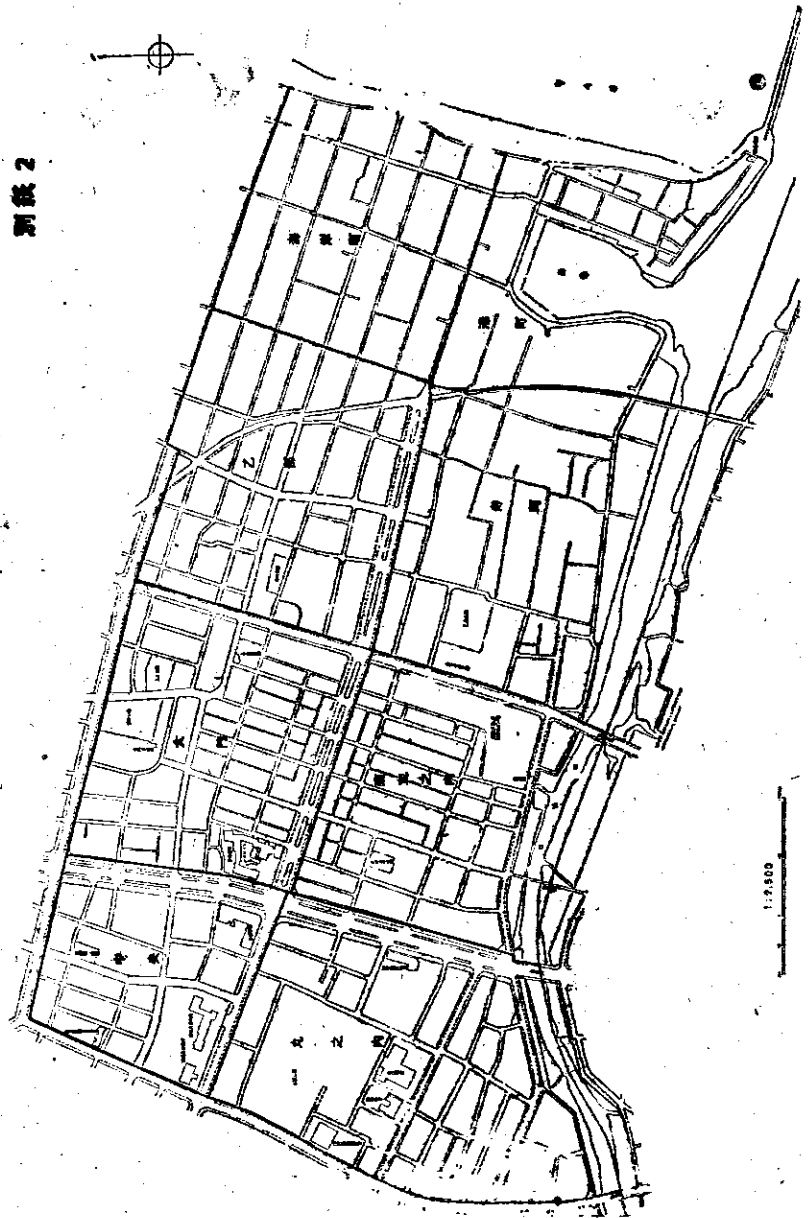
上記の処分は昭和47年 5 月 1 日からその効力を生ずるものとする。

昭和47年 4 月 25 日

三重県知事 田 中 覚



別表2



別図2の明細

変更後の名称	旧字の名称	新町の区域
丸之内	大字津字丸之内(本丸、南町、泉町、鯉堀)同字南堀端、同字五軒町の全部及び大字津字丸之内(殿町、本町)、同字分部町の各一部	岩田川を中心線、市道御山荘橋、阿漕停車場線の東側、市道津港河辺線の南側、国道23号線の東側に囲まれた区域
中央	大字津字新道、同字玉置町、同字北堀端、同字丸之内(桜町)、同字京口町の全部及び大字塔世字履之下、大字津字西検校町、同字東検校町、同字西町、同字宝禄町、同字西来寺町、同字立町、同字丸之内(殿町、本町)の各一部	市道津港河辺線の南側、市道御山荘橋、阿漕停車場線の東側、市道御山荘橋、乙部海岸線の南側、国道23号線の東側に囲まれた区域
東丸之内	大字津字地頭領町、同字南瀬古町、同字大瀬古町、同字山之瀬古町、同字新魚町、同字築地町、同字南浜町の全部及び大字津字丸之内(本町、蔦町)、同字分部町、同字宿屋町、同字魚町、同字北浜町、同字片浜町、同字極楽町、大字乙部字寺町の各一部	岩田川を中心線、国道23号線の東側、市道津港河辺線の南側、市道下部田垂水線の東側に囲まれた区域
大門	大字津字中之番町、同字千歳町、同字蔵町、同字新中町、同字沢之上町、同字入江町、同字堀川町、大字津興字上堀廻の全部及び大字津字宝禄町、同字西来寺町、同字立町、同字丸之内(本町、蔦町)、同字大門町、同字宿屋町、同字魚町、同字北浜町、同字片浜町、同字東町、大字津興字中堀廻、大字乙部字川田、同字寺町、同字札ノ辻の各一部	市道津港河辺線の南側、国道23号線の東側、県道津海岸線の南側、県道津海岸線及び市道下部田垂水線の東側に囲まれた区域
寿町	大字乙部字南浦の全部及び大字乙部字寺町、同字セツ家、同字札ノ辻、同字東浦、同字湊田、同字南立毛、大字津字極楽町の各一部	岩田川を中心線、市道下部田垂水線の東側、市道津港河辺線の南側、市道乙部中河原南北第2号線及び市道塔世南郊線の東側に囲まれた区域

乙部	大字乙部字依田の全部及び大字乙部字川田、同字北浦、同字寺町、同字札ノ辻、同字セツ家、同字中島、同字東浦の各一部	市道津港河辺線の南側、市道下部田垂水線及び県道津海岸線の東側、市道御山荘橋乙部海岸線の南側、市道乙部中河原南北第2号線の東側に囲まれた区域
港町	大字津字鷺崎町、大字乙部字湊脇の全部及び大字乙部字南立毛、同字湊田、同字南高洲の各一部	岩田川の中心線、市道塔世南郊線及び市道乙部中河原南北第1号線の東側、市道津港河辺線の南側、鷺崎浦海岸堤防外側に囲まれた区域
海岸町	大字乙部字北立毛、同字北高洲の全部及び大字乙部字二重堤、同字南立毛、同字南高洲の各一部	市道津港河辺線の南側、市道乙部中河原南北第2号線の東側、市道御山荘橋乙部海岸線の南側、鷺崎浦海岸堤防外側に囲まれた区域

●三重県告示第234号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松阪市の区域内において、次のとおり町の区域を変更する旨、同市長から届け出があつた。

上記の処分は昭和47年5月1日からその効力を生ずるものとする。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

町 字 名	地 番
松阪市大足町字ヲノ田	547-1、548、549、550、551-1、552-1、553、554、555-1、556-1
〃 〃 字中高瀬	497-1、498-1、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508
〃 〃 字下高瀬	457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470-1、471-1、475-1
〃 〃 字藪之内	523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536-1、536-2、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546-1
〃 〃 字川原田	424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、441、441-1、442、443、444、445、446、447、448、449

〃 井村町字川 岸

- 、450、451、451-1、451-2、451-3、451-4、452、452-1、453、453-1、454、455、455-1、456、456-1、509、510、511、512、512-1、513、513-1、514、515、516、517、518、519、520、520-1、521、521-1、522
- 551-1、551-2、552-1、552-2、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568-1、568-2、569-1、569-2、570-1、570-2、571、572、573-1、573-2、574-1、574-2、575-1、575-2、576、577-1、577-2、578、579-1、579-2、580-1、580-2、581-1、581-2、582、583-1、583-2、584、585、586-1、586-2、586-3、587-1、587-2、588、589、590-1、592-1、593、594、595-1、597-1、597-2、⁵⁹⁸/₅₉₉-1、⁵⁹⁸/₅₉₉-2、⁵⁹⁸/₅₉₉-3、600-1、601-1、602-1、602-2、603-1、603-2、604、605、606、607、608、609-1、609-2、610、611-1、611-2、612-1、612-2、613、614-1、614-2、615-1、615-2、616、617、618、619、620、622-1、622-2、623、624、625、626-1、626-2、627-1、627-2、627-3、628-1、628-2、629-1、629-2、630-1、630-2、631-1、631-2、632-1、632-2、633-1、633-2、634-1、634-2、635、636、637-1、638、640、641、642、643-1、643-2、644、~~645~~⁶⁴⁵、646、647-1、647-2、648-1、648-2、649-1、649-2、650-1、651、652-1、653-1、653-2、654-1、654-2、655-1、655-2、655-3、656、657-1、657-2、659-1、660-1、661-1、662、663、664、665-1、666-1、667-1、668-1、668-2、669-1、669-2、670-1、670-2、671、672、673-1、673-2、674-1、676-1、677、678-1、678-2、679、680-1、680-2、681-1、681-3、682

- 1、683-1、684、685、686-1、590-2、
- 590-3、590-4、590-5、595-2、595-3、
- 595-4、596-1、596-2、596-3、597-3、
- 600-2、601-2、648-3、648-4、649-3、
- 650-2、652-2、653-3、653-4、657-3、
- 659-2、659-3、659-4、660-2、661-2、
- 661-3、665-2、666-2、667-2、667-3、
- 674-2、674-3、674-4、676-2、676-3、
- 680-3、681-2、681-4、681-5、682-2、
- 682-3、682-4、683-2、683-3、682-2、
- 592-3、592-4、592-5、592-6、592-7、
- 592-8

上記の土地並びにこれに介在する国有地を含む区域を新たに画して松阪市桜町とする。

- 松阪市大足町字 辻 570-1、570-2、571、599、600、601、601-1、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、613、614、615、616、617、618、619、620、621-2、622-2、623-2、624、625-1、625-2、626、627、628、629、930、631、632、633、633-1、634、635、636、637-2、638、639、640、641、642、643、643-1、643-2、644、645、645-1、646、646-1、647、648、649、649-1、650、651、652、653、654、655、656、656-1、657、658、659、660-1、660-2、660-3、661、661-191

上記の土地ならびにこれに介在する国有地を含む区域を松阪市大足町字白砂に編入する。

松阪市久保町字河原山 1817-3

上記の土地を松阪市久保町字藤次谷に編入する。

松阪市上川町字大黒2101-2、2101-5、2101-6、2101-7、2101-8、2103-1、2103-2、2105-2、2105-4

上記の土地を松阪市上川町深田に編入する。

●三重県告示第235号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第1項に規定する昭和47年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験(第4類)

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時

昭和47年6月4日(日曜日)午前10時から2時間

3 試験場

試験場名	位置	名称
桑名試験場	桑名市大字東方	県立桑名高等学校
四日市試験場	四日市市浜田	県立四日市工業高等学校
鈴鹿試験場	鈴鹿市神戸本田町	県立神戸高等学校
津試験場	津市茨見町	県立津商業高等学校
松阪試験場	松阪市殿町	県立松阪工業高等学校
伊勢試験場	伊勢市浦口町	県立宇治山田高等学校

4 受験願書の受付期間

昭和47年5月10日(水曜日)から昭和47年5月19日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は正午までとし、日曜日は受付を行なわない。

なお、郵送の場合は、昭和47年5月19日(金曜日)までの消印あるものに限る。

5 受験資格

(1) 乙種危険物取扱者

6か月以上危険物取扱の実務経験を有する者

(2) 丙種危険物取扱者

危険物取扱の実務経験は問わない。

6 受験願書等提出書類

(1) 受験願書 1枚

県が交付する用紙を使用すること。

(2) 受験資格証明書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験しようとする者は、6か月以上危険物取扱の実務経験を有することを事業所等の代表者又は長が証明するもの(受験願書の裏面に記入すること。)

ロ 丙種危険物取扱者試験を受験しようとする者は危険物取扱の実務経験は問わない。

(3) 受験票

表、裏とも所要事項を記入して受験願書と切りはなさず提出すること。

受験票は、受験番号を記入した後、受験者に返戻する。

(4) 写真 1葉

受験願書提出前6か月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上3分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載して受験願書の写真ちよう付欄にはりつけること。

(5) 受験手数料

イ 手数料の額

(イ) 乙種危険物取扱者 1,000円

(ロ) 丙種危険物取扱者 800円

ロ 手数料の納入方法

三重県証紙条例(昭和40年三重県条例第12号)に基づく証紙を購入し、「※手数料欄」の項にはりつけること。

7 受験願書等の提出先

受験願書等の提出先の名称、位置及び所管試験場は、次のとおりであるから、受験者は希望する試験場を所管する県事務所又は地方県民室に提出すること。

なお、四日市地方県民室管内の所管試験場については、3試験場のうちいずれかの試験場を受付機関において指定する。

名称	位置	所管試験場
三重県四日市地方県民室	四日市市三栄町	桑名試験場 四日市試験場 鈴鹿試験場
津地方県民室	津市桜橋二丁目	
上野地方県民室	上野市丸の内	
尾鷲県事務所	尾鷲市北浦町	津 試験場
熊野県事務所	熊野市木本町	
松阪地方県民室	松阪市大黒田	松阪試験場
伊勢地方県民室	伊勢市勢田町	伊勢試験場

8 試験科目

(1) 乙種危険物取扱者

- イ 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- ロ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ハ 危険物に関する法令

(2) 丙種危険物取扱者

- イ 燃焼及び消火に関する基礎知識
- ロ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ハ 危険物に関する法令

9 試験科目の一部免除

乙種危険物取扱者試験を受けようとする者で、現に1類以上の危険物取扱者免状を有する者は、試験科目の一部を免除するので、受験資格証明書の該当欄に免状の種類、交付番号等を明確に記入すること。

10 受験願書、受験資格証明書及び受験票の用紙は、次のところで交付する。

- (1) 三重県総務部消防防災課
- (2) 三重県尾鷲及び熊野の各県事務所
- (3) 三重県四日市、津、上野、松阪及び伊勢の各地方県民室
- (4) 各市消防本部
- (5) 各消防組合消防本部

11 次の場合は、受験願書の受理はできない。

- (1) 受験手数料(証紙)がちよう付されていないとき。
- (2) 写真がちよう付されていないとき。
- (3) 受験願書、受験資格証明書及び受験票の所要事項が記入されていないとき。
- (4) 受験願書、受験資格証明書及び受験票の様式に相違があるとき。
- (5) 受付期間経過後提出されたとき。

12 受験予備講習会

受験希望者は、各市消防(組合)本部、各市防火協会及びその他の協会等の主催で受験予備講習会が開催されますので、受験希望者は受験案内を参照のうえ、講習主催者に申込みをすること。

13 その他

- (1) 受験者は試験当日、受験票と筆記用具及び上草履を持参のうえ試験場に参集し、受験票を呈して、午前10時までに受付を完了すること。
- (2) 試験についての問い合わせは、三重県総務部消防防災課、三重県各県事務所、三重県各地方県民室、各市消防本部のほか各消防組合消防本部あて電話又は返信料(20円切手)を添えて照会すること。

●三重県告示第236号

昭和46年度定期種畜検査において種畜証明書の交付を受けた種畜の種畜証明書の有効期間は、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第6条第2項の規定により、本年度定期種畜検査の日まで延長された。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

●三重県告示第237号

昭和47年度定期種畜検査を、次のとおり実施する旨農林大臣から通知があった。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

検査期日及び場所

検査期日		検査場所		受検区域
月日	時間	郡市町村	位置	
5.30	10.00	松阪市垣内田	出口家畜人工授精所	松阪市一円
"	13.00	一志郡嬉野町	農業技術センター畜産部	一志郡一円
5.31	10.00	度会郡玉城町	プリマファーム伊勢牧場	度会郡一円
"	14.00	志摩郡阿児町	南勢家畜保健衛生所志摩支所	志摩郡一円
6.1	10.30	亀山市天神町	伊東牧場	亀山市一円
"	13.00	鈴鹿市東庄内町	大平牧場	鈴鹿市一円
6.2	10.00	四日市市平尾町	有限会社 ミタス	四日市市一円
"	14.00	員弁郡藤原町	北勢家畜人工授精所	員弁郡一円

●三重県告示第238号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、区画漁業権(はまち養殖業)の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定める。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

- 1 公示番号、免許の内容となるべき事項及び地元地区別冊のとおり
- 2 免許申請期間
昭和47年4月25日から昭和47年4月30日まで
- 3 免許予定日
昭和47年6月1日
- 4 存続期間
昭和47年6月1日から昭和48年12月31日

「別冊」は、省略し、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備え置いて縦覧に供する。

公 告

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和47年3月1日完了した。

昭和47年4月25日

三重県知事 田 中 覚

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三重郡菰野町大字千草字西江野7054の290
" 291
" 292
" 293
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栄町1丁目179番地の3
社団法人 三重県農協会館
理事長 山 羽 幸 助

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は昭和47年4月10日完了した。

昭和47年4月25日

三重県津土木事務所長 大 西 大 介

- 第 1
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大字殿村字鴻巣
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安芸郡美里村船山122
堤 輝 夫
- 第 2
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大字垂水字中境
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
津市栄町二丁目147番地
三重交通商事株式会社
代表取締役 吉 田 晋 介

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、昭和47年4月11日完了した。

昭和47年4月25日

三重県四日市土木事務所長 杉田 公一

第1

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三重郡菰野町大字吉沢字神田17の3番地
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
三重郡菰野町庄部1208
横田 利春

第2

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
四日市市羽津中二丁目1703、1705、
1704、1706、1707番地
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市羽津町14番2号
広瀬 伝

毎週火、金曜日発行
購読料 1箇月 400円
1箇年 4,800円

昭和47年4月25日印刷発行
津市広明町13番地(電代01111)
三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課